

# 北海道公報

発行 北 海 道  
編集 総務部  
行 政 局  
文 書 局  
課  
電話 011-204-5035  
FAX 011-232-1385

## 目 次 ページ

### 告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示	(情報政策課)	12
○特定調達契約に係る資格に関する公示	(財産活用課)	12
○特定調達契約に係る入札の公告	(財産活用課)	13
○特定調達契約に係る入札の公告	(産業人材課)	14
○特定調達契約に係る落札者等の公示	(産業人材課)	15
○農業振興地域の指定の一部改正	(農地調整課)	15
○土地改良事業計画の変更申請の適否の決定	(農業施設管理課)	16
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定	(治山課)	16
○道路の供用の開始(2件)	(維持管理防災課)	16
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正	(調達課)	16

### 道企業局告示

○特定調達契約に係る資格に関する公示	17
○特定調達契約に係る入札の公告	17

### 道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告	19
○特定調達契約に係る落札者等の公示	20

### 道公安委員会規則

○情報通信技術を活用した行政の推進等に関する公安委員会規則の一部を改正する規則	20
○道路交通法施行細則及び道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則	22

### 道警察本部告示

○情報通信技術を活用した行政の推進等に関する公安委員会規則に基づく電子情報処理組織を使用する方法による申請等に関する規程の一部を改正する規程	28
--	----

## 告 示

北海道告示第544号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和7年12月12日

北海道知事 鈴木直道

- 落札に係る特定役務の名称及び数量  
コンテンツ管理システムASPサービス提供業務 一式
- 落札を決定した日  
令和7年11月25日
- 落札者の氏名及び住所
  - 氏名 株式会社NTTデータ北海道
  - 住所 札幌市北区北10条西3丁目9番2号
- 落札金額  
106,200,000円
- 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 一般競争入札の公告  
令和7年10月14日付け北海道告示第470号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
  - 名称 北海道総務部イノベーション推進局情報政策課
  - 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

### 北海道告示第545号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

令和7年12月12日

北海道知事 鈴木直道

- 資格及び調達をする物品等の種類  
令和7年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。
  - 契 約 令和7年12月12日に一般競争入札の公告を行う北海道庁本庁舎等で使用する電力の需給契約
  - 資 格 電力の需給契約に関する資格(以下「資格」という。)

(3) 物品等の種類 電力

## 2 資格要件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

- (1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。
- (2) 資格審査の申請をする日の直前1年間に、高圧（6,000ボルト以上）電力で、1件の契約が50キロワット以上の電力供給実績があること。
- (3) 資格審査の申請をする日の直前2年間に、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第34条第4項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者であること。
- (4) 北海道の電力の調達契約に係る環境配慮入札の試行に関する要綱（平成28年10月31日付け総務第2762号）の第5の環境配慮審査基準に適合する者であること。

## 3 資格要件の特例

平成16年北海道告示第447号の2の(3)による。

## 4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、令和7年12月12日（金）から同月26日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。  
なお、北海道総務部イノベーション推進局財産活用課のホームページ（<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zsk/114999.html>）においてダウンロードすることができる。

- (3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

## 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該有効期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

## 6 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道総務部イノベーション推進局財産活用課
- (2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
- (3) 電話番号 011-204-5891

## 北海道告示第546号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和7年12月12日

北海道知事 鈴木直道

## 1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量

北海道庁本庁舎等で使用する電力

- |                       |         |
|-----------------------|---------|
| ア 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） | 1,790kW |
|-----------------------|---------|

- |                          |              |
|--------------------------|--------------|
| イ 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） | 4,941,000kWh |
|--------------------------|--------------|

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

- (3) 契約期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

- (4) 納入場所 入札説明書による。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

令和7年北海道告示第545号に規定する電力の需給契約に関する資格を有すること。

## 3 契約条項を示す場所

北海道総務部イノベーション推進局財産活用課

## 4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館西棟庁舎4階6号会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総務部イノベーション推進局財産活用課）

- (2) 入札日時 令和8年2月2日（月）午前10時（送付による場合は、同年1月30日（金）までに必着）

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

## 5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

## 6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 3に同じ。

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道総務部イノベーション推進局財産活用課のホームページ（<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/zsk/114999.html>）においてダウンロードすることができる。

## 7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。（落札者は、落札決定

後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。)

全ての入札金額（円単位（小数点以下第2位まで）の単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（円単位（小数点以下第2位まで）の単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計額）が最低であるものを落札者とする。

#### 8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

#### 9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた金額（円単位（小数点以下第2位まで）の単価）とすること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名 称 北海道総務部イノベーション推進局財産活用課  
イ 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目<sup>1</sup>  
ウ 電 話 番 号 011-204-5891

#### 10 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Electricity for Hokkaido Government building (Electrical Room)

a A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 1,790kW

b A unit price per kWh, The estimated electricity for the year : 4,941,000kWh

B Bid tendering date and time : 10:00 A.M., February 2, 2026

(If mailed, bids must arrive no later than January 30, 2026)

C Contact : Prefectural Property Utilization Division, Department of General Affairs, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan

Phone : 011-204-5891

#### 北海道告示第547号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和7年12月12日

北海道知事 鈴木直道

#### 1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア パーソナルコンピュータ 10台  
イ 無線LANルーター 1台  
ウ 電子黒板 2台

(2) 調達をする物品等の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 納 入 期 日 令和8年3月31日（火）

(4) 納 入 場 所 北海道立旭川高等技術専門学院 自動車整備科実習室

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和7年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入（事務用機器類又は電気・通信・写真機器類）の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たす製品の供給が可能であること。

#### 3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 令和7年12月12日（金）から令和8年1月14日（水）まで  
(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和7年12月29日（月）から同月31日（水）まで及び令和8年1月2日（金）を除く。) の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 北海道経済部労働政策局産業人材課学院管理係

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

#### 4 契約条項を示す場所

北海道経済部労働政策局産業人材課学院管理係

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁本庁舎9階経済部会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道経済部労働政策局産業人材課）  
(2) 入札日時 令和8年1月23日（金）午前10時（送付による場合は、同月22日（木）午後5時30分までに必着）  
(3) 開札場所 (1)と同じ。  
(4) 開札日時 (2)と同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告

令和7年11月11日付け北海道告示第512号

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。  
(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量130グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道経済部労働政策局産業人材課のホームページ (<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/ippan-nyuusatu2.html>)においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他の

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道経済部労働政策局産業人材課  
(2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

(3) 電話番号 011-204-5642

12 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured :  
a Personal computer 10 sets  
b Wireless LAN router 1 set  
c Electronic Whiteboard 2 sets  
B Bid tendering date and time : 10:00 A.M., January 23, 2026  
(If mailed, bids must arrive no later than 5:30 P.M., January 22, 2026)  
C Contact : Industrial Human Resources Division, Bureau of Labor Affairs Policy, Department of Economic Affairs, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan  
Phone : 011-204-5642

北海道告示第548号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和7年12月12日

北海道知事 鈴木直道

1 落札に係る物品等の名称及び数量

マイクロソフトオフィス LTSC Standard 2024 教育機関向け 一式 185ライセンス

2 落札を決定した日

令和7年12月1日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名 北海道オフィス・マシン株式会社

(2) 住所 札幌市中央区大通西16丁目3番地

4 落札金額

4,212,450円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和7年10月21日付け北海道告示第478号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道経済部労働政策局産業人材課

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第549号

昭和47年北海道告示第3389号（農業振興地域の指定）の一部を次のように改正する。  
その農業振興地域の区域を表示した図面は、北海道農政部農業経営局農地調整課及び檜山振興局に備え置いて縦覧に供する。

令和7年12月12日

北海道知事 鈴木直道

せたな地域の事項中、「せたな町の区域のうち、図面（第26号）の赤色で着色した部分（）を削り、「渡島檜山地域森林計画の瀬棚町有林野の区域」を「渡島檜山地域森林計画の瀬棚町有林野の区域の一部」に改める。

#### 北海道告示第550号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の土地改良事業の土地改良事業計画の変更の認可の申請を適當と決定した。

その関係書類は、令和7年12月13日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定に基づき、利害関係人は縦覧期間満了日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議の申出をすることができる。

令和7年12月12日

北海道知事 鈴木直道

事業主体名	事業の種類	縦 覧 場 所
雨竜土地改良区	維持管理	北海道空知総合振興局のウェブサイト
大雪土地改良区	同	北海道上川総合振興局のウェブサイト

#### 北海道告示第551号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があつた。

令和7年12月12日

北海道知事 鈴木直道

- |   |                      |
|---|----------------------|
| 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所                    | 島牧郡島牧村（次の図に示す部分に限る。） |
| 2 保安林として指定された目的                         | 土砂の崩壊の防備             |
| 3 変更後の指定施業要件                            |                      |
| (1) 立木の伐採の方法                            |                      |
| ア 主伐は、択伐による。                            |                      |
| イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町 |                      |

村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び島牧村役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 北海道告示第552号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。  
その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年12月12日

北海道知事 鈴木直道

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 石狩手稲線	石狩市新港西1丁目228番地先から 同市花畔354番地先まで	令和7年12月13日 午後1時

#### 北海道告示第553号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。  
その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道宗谷総合振興局稚内建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和7年12月12日

北海道知事 鈴木直道

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 礼文島線	礼文郡礼文町大字香深村字キトウス国有林宗谷森林管理署139林班と小班地先から 同郡礼文町大字香深村字キトウス1164番地先まで	令和7年12月12日

#### 北海道告示第554号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正する。

令和7年12月12日

北海道知事 鈴木直道

2 売りさばき人の項北見信用金庫の事項中「同じく南支店」及び「同じくしらかば支店」を削る。

## 道企業局告示

### 北海道企業局告示第30号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和7年12月12日

北海道公営企業管理者 天沼宇雄

#### 1 資格及び調達をする物品等の種類

令和7年度において北海道企業局が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約 令和7年12月12日に一般競争入札の公告を行う北海道企業局指定庁舎等で使用する電力（高圧電力）の需給契約

(2) 資 格 電力の需給契約に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 物品等の種類 電力

#### 2 資格要件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

(1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。

(2) 資格審査の申請をする日の直前1年間に、高圧（6,000ボルト以上）電力で、1件の契約において50キロワット以上の電力供給実績があること。

(3) 資格審査の申請をする日の直前2年間に、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第34条第4項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者であること。

(4) 北海道企業局の電力の調達契約に係る環境配慮入札の試行に関する要綱（令和2年11月24日付け企総第345号）の第5の環境配慮審査基準に適合する者であること。

#### 3 資格要件の特例

平成16年北海道告示第447号の2の(3)による。

#### 4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

(1) 申請の時期 資格審査の申請は、令和7年12月12日（金）から令和8年1月8日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和7年12

月29日（月）から同月31日（水）まで及び令和8年1月2日（金）を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。

(2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。

なお、北海道企業局総務課のホームページ（<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kg/sum/137681.html>）においてダウンロードすることができる。

(3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該有効期間の更新手続並びに資格の喪失 平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

#### 6 資格に関する事務を担当する組織

(1) 名 称 北海道企業局総務課

(2) 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目

(3) 電 話 番 号 011-204-5672

### 北海道企業局告示第31号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和7年12月12日

北海道公営企業管理者 天沼宇雄

#### 1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量

北海道企業局指定庁舎等で使用する電力（高圧電力）

ア 高圧電力I型（一般）

(ア) 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 91kW

(イ) 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価） 236,600kWh

イ 高圧電力I型（時間帯別）

(ア) 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 26kW

(イ) 電力量料金（昼間）（使用電力量1kWh当たりの単価） 39,900kWh

(ウ) 電力量料金（夜間）（使用電力量1kWh当たりの単価） 50,200kWh

ウ 高圧電力III型（時間帯別）

<p>(ア) 基本料金（契約電力1kW当たりの単価） 182kW</p> <p>(イ) 基本料金（予備線）（契約電力1kW当たりの単価） 182kW</p> <p>(ウ) 電力量料金（昼間）（使用電力量1kWh当たりの単価） 542,900kWh</p> <p>(エ) 電力量料金（夜間）（使用電力量1kWh当たりの単価） 627,100kWh</p> <p>(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。</p> <p>(3) 契 約 期 間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</p> <p>(4) 納 入 場 所 入札説明書による。</p> <p>2 入札に参加する者に必要な資格 令和7年北海道企業局告示第30号に規定する電力の需給契約に関する資格を有すること。</p> <p>3 契約条項を示す場所 北海道企業局総務課</p> <p>4 入札執行の場所及び日時</p> <p>(1) 入 札 場 所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道庁別館10階会議室（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道企業局総務課）</p> <p>(2) 入 札 日 時 令和8年1月28日（水）午前10時（送付による場合は、同月27日（火）までに必着）</p> <p>(3) 開 札 場 所 (1)と同じ。</p> <p>(4) 開 札 日 時 (2)と同じ。</p> <p>5 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。</p> <p>6 入札説明書の交付に関する事項</p> <p>(1) 交 付 場 所 3に同じ。</p> <p>(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、北海道企業局総務課のホームページ (<a href="https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kg/sum/137681.html">https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kg/sum/137681.html</a>)においてダウンロードすることができる。</p> <p>7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。（落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。） 全ての入札金額（円単位（小数点以下第2位まで）の単価）が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。北海道企業局財務規程（昭和53年北海道企業管理規程第1号）第240条の規定によりその例によることとされる北海道財務規則をいう。）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に</p>	<p>限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（円単位（小数点以下第2位まで）の単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計金額）が最低であるものを落札者とする。</p> <p>8 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。</p> <p>9 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。</p> <p>(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い 入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた金額（円単位（小数点以下第2位まで）の単価）とすること。</p> <p>(2) 契約に関する事務を担当する組織 ア 名 称 北海道企業局総務課 イ 所 在 地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西7丁目 ウ 電 話 番 号 011-204-5672</p> <p>10 Summary</p> <p>A Nature and quantity of the products to be procured : Electricity for buildings of Hokkaido Prefectural Enterprises Bureau</p> <p>a Contract type : High voltage power type I (standard)</p> <p>(a) A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 91kW</p> <p>(b) A unit price per kWh, The estimated electricity for the contract period : 236,600kWh</p> <p>b Contract type : High voltage power type I (by timezone)</p> <p>(a) A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 26kW</p> <p>(b) A unit price (daytime) per kWh, The estimated electricity for the contract period : 39,900kWh</p> <p>(c) A unit price (nighttime) per kWh, The estimated electricity for the contract period : 50,200kWh</p> <p>c Contract type : High voltage power type III (by timezone)</p> <p>(a) A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 182kW</p> <p>(b) A basic charge (Spare line) per kW, The estimated electricity contract : 182kW</p> <p>(c) A unit price (daytime) per kWh, The estimated electricity for the contract period : 542,900kWh</p> <p>(d) A unit price (nighttime) per kWh, The estimated electricity for the contract</p>
---	---

period : 627,100kWh

B Bid tendering date and time : 10:00 A.M., January 28, 2026  
(If mailed, bids must arrive no later than January 27, 2026)

C Contact : Administrative Division, Bureau of Prefectural Enterprises, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan  
Phone : 011-204-5672

## 道教育庁教育局告示

### 北海道教育庁空知教育局告示第57号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和7年12月12日

北海道教育庁空知教育局長 金田 敦史

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 調達をする物品等の名称及び数量

タブレット端末 3台

##### (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

##### (3) 納入期限 令和8年3月31日（火）

##### (4) 納入場所 入札説明書による。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

##### (1) 令和7年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。

##### (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

##### (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

##### (4) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

##### (5) 当該調達をする物品等に関し、詳細仕様書に記載の要件等を満たしていることを事前に明らかにした者であること。

#### 3 条件付一般競争入札参加資格の審査

##### (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければ

ならない。

**ア 申 請 の 時 期** 令和7年12月12日（金）から令和8年1月8日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和7年12月29日（月）から同月31日（水）まで及び令和8年1月2日（金）を除く。）の毎日午前9時から午後5時30分まで

**イ 申 請 の 方 法** 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

**ウ 申 請 書 類 の 提 出 先** 郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目  
北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

#### 4 契約条項を示す場所

北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室

#### 5 入札執行の場所及び日時

**(1) 入 札 場 所** 岩見沢市8条西5丁目 北海道空知合同庁舎5階会議室（送付による場合は、郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室）

**(2) 入 札 日 時** 令和8年1月23日（金）午前10時（送付による場合は、同月22日（木）午後5時までに必着）

**(3) 開 札 場 所** (1)に同じ。

**(4) 開 札 日 時** (2)に同じ。

#### 6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

#### 7 入札説明書の交付に関する事項

**(1) 交 付 場 所** 4に同じ。

**(2) 交 付 方 法** (1)の場所で交付する。

また、北海道教育庁空知教育局のホームページ（<https://www.dokyo1.pref.hokkaido.lg.jp/hk/stk/>）においてダウンロードすることができる。

#### 8 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の公告

令和7年5月2日付け北海道教育庁空知教育局告示第40号

#### 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(2)による。（落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを

申し出ること。)

#### 10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

#### 11 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名 称 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室  
(2) 所 在 地 郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目<sup>1</sup>  
(3) 電 話 番 号 0126-20-0142

#### 12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Tablet device 3 sets

B Bid tendering date and time : 10:00 A.M., January 23, 2026

(If mailed, bids must arrive no later than 5:00 P.M., January 22, 2026)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Sorachi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, 8-jo Nishi 5-chome, Iwamizawa, Hokkaido 068-8550 Japan

Phone : 0126-20-0142

#### 北海道教育庁胆振教育局告示第58号

次のとおり一般競争入札により契約の相手方を決定した。

令和7年12月12日

北海道教育庁胆振教育局長 高 橋 宏 明

#### 1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) 小型パーソナルコンピュータ（苫小牧総合経済高等学校） 一式 1台  
(2) パーソナルコンピュータ（鵡川高等学校） 一式 1台  
(3) クロームブック（室蘭養護学校） 一式 3台

#### 2 落札を決定した日

令和7年12月1日

#### 3 落札者の氏名及び住所

- (1) 1の(1)及び(2)

ア 氏 名 株式会社阿部文具

イ 住 所 苫小牧市双葉町2丁目1番19号

- (2) 1の(3)

ア 氏 名 株式会社和歌

イ 住 所 伊達市梅本町38番地

#### 4 落札金額

- (1) 1の(1) 81,400円  
(2) 1の(2) 178,530円  
(3) 1の(3) 174,900円

#### 5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

#### 6 一般競争入札の公告

令和7年10月21日付け北海道教育庁胆振教育局告示第51号

#### 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室  
(2) 所在地 室蘭市海岸町1丁目4番1号

### 道 公 安 委 員 会 規 则

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する公安委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月12日

北海道公安委員会委員長 吉 本 淳 一

#### 北海道公安委員会規則第13号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する公安委員会規則の一部を改正する規則

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する公安委員会規則（平成17年北海道公安委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第6条及び第7条の規定」を削り、「第11条の規定」を「第11条」に改める。

第2条第1項第1号中「北海道警察本部長」の次に「（以下「警察本部長」という。）」を加え、同項第3号を次のように改める。

(3) 電子署名 次に掲げるものをいう。

ア 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名

イ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。）の官職証明書に基づく電子署名

第2条第1項第4号中「電子署名を行う者」を「申請等をする者又は行政機関等」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 処分通知等 情報通信技術活用法第3条第9号及び情報通信技術利用条例第2条第6号に規定する処分通知等をいう。

第3条を次のように改める。

(手続等の指定)

第3条 公安委員会等は、情報通信技術活用規則第11条第1項に規定する公安委員会等に対して行われる手続等について、インターネットの利用その他の方法により、根拠となる法令の名称を公表するものとする。

第4条の見出しを「(申請等の手続)」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行おうとする者は、当該申請等に係る事項を当該申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力し、申請等を行わなければならない。

第4条第3項中「第1項に規定する者」を「前項の規定により申請等を行う者」に、「事項若しくは」を「事項又は」に改め、「又は送信し」を削り、同条第4項中「入力し、又は送信する事項」を「警察本部長が別に定める場合を除き、当該申請等に係る事項」に改め、「電子証明書」の次に「であって次の各号のいずれかに該当し、公安委員会等の使用に係る電子計算機から認証できるもの」を加え、同項ただし書を削り、同項に次の各号を加える。

(1) 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

(2) 電子署名及び認証業務に関する法律第4条第1項の認定を受けた者が発行した電子証明書

(3) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書

第4条第5項を次のように改める。

5 公安委員会等は、第2項の規定により申請等を行う者が、第3項に規定する事項を入力する場合において、当該申請等を行う者の定款に記載された事項をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いている場合であって、公安委員会等が当該事項を確認するために必要な事項を当該申請等に併せて入力するときは、当該申請等について規定した法令の規定にかかわらず、当該定款に記載された事項の入力を要しないこととができる。

第4条第6項中「規定により」を「規定に基づき」に、「1通」を「一つ」に、「入力し、又は送信」を「入力」に改め、同条第7項中「規定により行われた」を「規定に基づき行われた」に改める。

第5条の見出し中「署名等」を「申請等に係る署名等」に改め、同条中「送信する措置」の次に「その他申請等を行った者を確認するための措置として警察本部長が定める措置」を

加え、同条ただし書を削る。

第6条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 申請等に係る書面等又は電磁的記録が大量であるため、第4条第2項又は第3項の規定による入力が困難である場合

第6条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、申請等（電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分に限る。）は、電子情報処理組織を使用して申請等（当該部分を除く。）を行った日から一週間以内にしなければならない。

第7条及び第8条を次のように改める。

(処分通知等の手続)

第7条 公安委員会等は、情報通信技術活用法第7条第1項又は情報通信技術利用条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行う場合には、公安委員会等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって警察本部長が定める技術的基準に適合するものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により、処分通知等を行わなければならない。

2 公安委員会等は、処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該処分通知等の内容を公安委員会等の使用に係る電子計算機から入力して、処分通知等を行わなければならない。

3 前項の場合において、公安委員会等は、警察本部長が別に定める場合を除き、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信するものとする。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第8条 情報通信技術活用法第7条第1項ただし書に規定する方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

(1) 処分通知等に係る電子情報処理組織を使用して行う識別符号及び暗証符号の入力

(2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の警察本部長の定めるところにより行う届出

第8条の次に次の2条を加える。

(処分通知等に係る署名等に代わる措置)

第9条 情報通信技術活用法第7条第4項及び情報通信技術利用条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信する措置その他処分通知等を行った者を確認するための措置として警察本部長が定める措置とする。

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく

不適当と認められる部分がある場合)

第10条 情報通信技術活用法第7条第5項に規定する処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると公安委員会等が認める場合
  - (2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると公安委員会等が認める場合

別表第1及び別表第2を削る。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和7年12月15日（次項において「施行日」という。）から施行する。  
(経過措置)
  - この規則による改正後的情報通信技術を活用した行政の推進等に関する公安委員会規則第6条第2項の規定は、同項に規定する日が施行日以後である申請等について適用する。

道路交通法施行細則及び道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月12日

北海道公安委員会委員長 吉本淳一

## 北海道公安委員会規則第14号

道路交通法施行細則及び道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部を改正する規則  
（道路交通法施行細則の一部改正）

(道路交通法施行細則の一部改正)

### 別記様式第13号（第13条関係）

(表)

控（警察署）

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 150px; height: 80px; margin-bottom: 10px;">           整理番号            (公安委員会)            承認番号         </div>	<p style="margin: 0;">安全運転管理者</p> <p style="margin: 0;">副安全運転管理者</p> <p style="margin: 0;">に 関 する 届 出 書</p> <p style="margin: 0; font-size: small;">〒</p> <p style="margin: 0;">住所(所在地) _____</p> <p style="margin: 0;">届出者 ふりがな (使用者) 氏名(名称)</p> <p style="margin: 0;">電話 _____</p>	年      月      日 <small>注(請求書)</small>
--	--	--

注 規格は、A列4番横長とする。

(裏)

## 安全運転管理者等に関する届出書の記載要領

- 届出書は、3枚1組となっています。
  - 各記載欄は、必要事項を必ず記入し、選択記入を求めている欄は、該当する事項を○で囲んでください。
  - 「届出年月日」欄は、警察署において届出した日を記載してください。
  - 「届出者の氏名（名称）」、「安全運転管理者等の氏名」及び「自動車の使用の本拠の名称」欄には、必ずふりがなを付けてください。

- 5 「届出の区分」欄は、新規に選任する場合は「選任」、選任義務が消滅する等により解任する場合は「解任」、前任者を解任し引き続き後任者を選任する場合には「選任」と「解任」を○で囲んでください。また、既に届出している記載事項に変更があった場合は「変更」を○で囲んでください。
- 6 「選任年月日」欄は、安全運転管理者等を選任した日を記載してください。
- 7 「職務上の地位」欄は、役職又は担当する係の名称を記載してください。
- 8 「自動車の使用の本拠」欄は、自動車を使用している事業所のことをいい、「名称」は省略することなく正確に記載してください。
- 9 「運転者数」欄は、免許種別ごとの人数を記載してください。ただし、2以上の免許を保有する者については、最上位の免許種別にのみ算入してください。
- 10 「解任理由」欄の「解任命令」は、公安委員会の命令により解任する場合のことをいいます。
- 11 「変更年月日と変更前の事項」欄は、変更の届出をする場合に変更前の内容を記載してください。

業種別	備考	業種別	備考
1 官公署		9 卸売・小売業	百貨店を含む。
2 公團等	官公立学校、公庫を含む。	10 不動産業	不動産賃貸業を含む。
3 農業	果樹、樹園、園芸、畜産、養蚕を含む。	11 金融・保険業	銀行業、信託業、証券業を含む。
4 林業	育林、製薪、木炭製造、木材伐出、狩猟業を含む。	12 運輸業	民営鉄道、水運業、沿海運輸、航空運輸、倉庫業を含む。
5 漁業	水産養殖業を含む。	13 電気・ガス業	
6 鉱業	砂・じゅう・玉石採取業を含む。	14 通信業	放送業を含む。
7 建設業	管工事業、さく井工事業、設備工事業を含む。	15 サービス業	旅館業、広告業、各種修理業、映画業、医療保険業、各種学校、経済・文化・政治・労働・社会福祉団体、清掃業、ニュース供給業を含む。
8 製造業		16 その他	

(道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の一部改正)  
第2条 道路交通法の規定に基づく講習に関する規則（平成元年北海道公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号を次のように改める。

別記様式第1号（第9条関係） （通知書番号）

安全運転管理者 副安全運転管理者	講習受講書
年　月　日	
公安委員会殿	
受講者	

氏名	
年　月　日生（　歳）	
道路交通法第108条の2第1項第1号に基づく講習を受講します。	
事業所所在地	
事業所名	（事業所連絡先）

備 考																																	
収入証紙貼付欄																																	
<p>注 規格は、A列4番縦長とする。</p> <p>別記様式第4号を次のように改める。</p> <p><b>別記様式第4号</b>（第13条の2関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td colspan="3">取消処分者講習受講申請書</td> </tr> <tr> <td colspan="3">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="3">実施機関名 殿</td> </tr> <tr> <td>フリガナ 氏名、生年月日</td> <td></td> <td>年 月 日生</td> </tr> <tr> <td>本籍</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>住所</td> <td colspan="2">(電話 )</td> </tr> <tr> <td>希望する講習の車種</td> <td>四二原輪 輪付</td> <td>(収入証紙貼付欄)</td> </tr> <tr> <td>仮免許証の有無</td> <td>有・無</td> <td>(指定講習機関の講習にあっては別納)</td> </tr> <tr> <td>※講習日</td> <td>年 月 日 年 月 日</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>※ 講習場所</p>				取消処分者講習受講申請書			年 月 日			実施機関名 殿			フリガナ 氏名、生年月日		年 月 日生	本籍			住所	(電話 )		希望する講習の車種	四二原輪 輪付	(収入証紙貼付欄)	仮免許証の有無	有・無	(指定講習機関の講習にあっては別納)	※講習日	年 月 日 年 月 日				
取消処分者講習受講申請書																																	
年 月 日																																	
実施機関名 殿																																	
フリガナ 氏名、生年月日		年 月 日生																															
本籍																																	
住所	(電話 )																																
希望する講習の車種	四二原輪 輪付	(収入証紙貼付欄)																															
仮免許証の有無	有・無	(指定講習機関の講習にあっては別納)																															
※講習日	年 月 日 年 月 日																																
<p>備考 1 氏名、生年月日、本籍、住所欄は、明瞭に楷書で記載すること。</p> <p>2 希望する講習の車種欄及び仮免許証の有無欄は、該当文字を○で囲むこと。</p> <p>3 申出者は、※印の欄には記載しないこと。</p> <p>4 申し出の際は、講習前6月以内に撮影した、無帽、正面三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真（裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2枚を添付すること。</p> <p>5 規格は、A列4番縦長とする。</p> <p>別記様式第9号を次のように改める。</p> <p><b>別記様式第9号</b>（第31条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td colspan="3">指定自動車教習所職員講習受講書</td> </tr> <tr> <td colspan="3">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="3">公安委員会 殿</td> </tr> <tr> <td colspan="3">教習所名</td> </tr> <tr> <td>受講者氏名</td> <td>男</td> <td>・ 女</td> </tr> <tr> <td colspan="3">生年月日</td> </tr> <tr> <td colspan="3">住所〒 -</td> </tr> <tr> <td colspan="3">電話番号</td> </tr> </table>				指定自動車教習所職員講習受講書			年 月 日			公安委員会 殿			教習所名			受講者氏名	男	・ 女	生年月日			住所〒 -			電話番号								
指定自動車教習所職員講習受講書																																	
年 月 日																																	
公安委員会 殿																																	
教習所名																																	
受講者氏名	男	・ 女																															
生年月日																																	
住所〒 -																																	
電話番号																																	

道路交通法第108条の2第1項第9号に基づく講習を受講します。			
受講区分	<input type="checkbox"/> 教習指導員	<input type="checkbox"/> 技能検定員	<input type="checkbox"/> 管理者を直接に補佐する職員
収入証紙貼付欄			

注 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第10号の2及び別記様式第10号の3を次のように改める。

**別記様式第10号の2（第31条の5関係）**

※ 受付年月日	年 月 日	※ 通知番号 第 号
※ 講習場所		
※ 講習年月日	年 月 日	

初心運転者講習受講申出書

年 月 日

公安委員会 殿

住 所

フリガナ  
氏 名  
生年月日

道路交通法第108条の2第1項第10号の規定による（ ）免許の初心運転者  
講習を受けたいので申し込みます。

備考

-----《きりとり線》-----

**別記様式第10号の3（第31条の5関係）**

初心運転者講習指定書

年 月 日

殿

講習実施機関

年 月 日に申請ありました講習を次により実施するので指定します。

講習年月日	開始時間	講習会場名	講習の内容				
			準中型	普通	大自二	普自二	原付

備考 1 ※印欄は記載しないこと。

2 講習の内容欄の「普通」には、道路交通法の一部を改正する法律（平成16年法律第90号）附則第6条の規定により中型免許とみなされる改正前の普通免許を受けている者及び同法附則第10条の規定により中型免許に係る運転免許試験に合格したとみなされる中型免許を受けた者並びに道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）附則第2条の規定により準中型免許とみなされる改正前の普通免許を受けている者及び同法附則第5条の規定により準中型免許に係る運転免許試験に合格したとみなされる準中型免許を受けた者を含む。

3 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第27号を次のように改める。

**別記様式第27号（第66条関係）**

指定講習機関指定申請書

年 月 日

公安委員会 殿

住 所

申請者

フリガナ  
氏 名

指定講習機関を受けようとする者の名称及び住所並びに代表者の氏名			特定講習の事務所の名称		
特定講習の業務を行う事務所の名称及び所在地			特定講習の事務所の所在地		
特定講習の種別	取消処分者講習 初心運転者講習〔準中型・普通・大型二輪・普通二輪・原付〕 若年運転者講習		変更（予定）年月日		
特定講習を開始しようとする年月日			変更事項		
			変更内容		
			備考		

**備考1** 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

2 特定講習の種別の欄は、該当しない事項を傍線で削除すること。

3 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第29号を次のように改める。

**別記様式第29号** (第68条関係)

			年　月　日		
			公安委員会 殿		
			住 所		
			氏 名		
指定講習機関名称等変更届書					
届出区分	<input type="checkbox"/> 指定講習機関に関する規則第4条第1項の規定による変更の届出 <input type="checkbox"/> 指定講習機関に関する規則第4条第3項の規定による変更の届出				

**備考1** 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

2 規格は、A列4番縦長とする。

別記様式第39号を次のように改める。

**別記様式第39号** (第75条関係)

			休 廃 止 許 可 申 請 書		
			年　月　日		
			公安委員会 殿		
			申請者 住 所 フリガナ 氏 名		
指定講習機関に関する規則第14条の規定による特定講習の一部の休止の許可を申請します。					

上記許可を受けようとする者の名称及び住所並びに代表者の氏名	
休止し、又は廃止しようとする特定講習の種別	
休止し、又は廃止しようとする年月日	年　月　日から　年　月　日まで
上記申請の理由	

備考1　申請者が法人であるときは、申請者の欄には、その主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記載すること。

2　規格は、A4列4番縦長とする。

#### 附 則

- 1 この規則は、令和7年12月15日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に第1条の規定による改正前の道路交通法施行細則、第2条の規定による改正前の道路交通法の規定に基づく講習に関する規則の規定に基づき作成された様式用紙に残部のある場合は、必要な調整を加えて、当分の間これを使用することができる。

### 道 警 察 本 部 告 示

#### 北海道警察本部告示第740号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する公安委員会規則に基づく電子情報処理組織を使用する方法による申請等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年12月12日

北海道警察本部長 友 井 昌 宏

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する公安委員会規則に基づく電子情報処理組織を使用する方法による申請等に関する規程の一部を改正する規程

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する公安委員会規則に基づく電子情報処理組織を使用する方法による申請等に関する規程（令和3年北海道警察本部告示第271号）の一部

を次のように改正する。

第2条中「行う」を「する」に、「次条において」を「以下」に改める。

第3条から第5条までを次のように改める。

（電磁的記録を作成した年月日時の記録）

第3条 規則第4条第3項に基づき申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載されている又は記載すべき事項をデジタルカメラ、スキャナその他の画像読取装置を用いてファイルに記録して入力するときは、当該申請等を行う者が、当該ファイルにその情報を記録した日時を記録して行わなければならない。

（申請等を行った者を確認するための措置）

第4条 規則第4条第4項に規定する警察本部長が定める場合は、警察本部長が指定する申請等ごとに、公安委員会等により付された識別符号及び暗証符号を入力する措置その他の当該申請等の性質に照らして適切な措置として警察本部長が指定する措置を講ずる場合とする。

（署名等代替措置）

第5条 規則第5条に規定する申請等を行った者を確認するための措置として警察本部長が定める措置は、前条に規定する措置とする。

第6条中「第4条」を「第4条第2項及び第3項」に、「規則第6条に規定する部分」を「電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分に係るもの」に、「警察本部長」を「公安委員会等」に改め、同条を第8条とし、第5条の次に次の2条を加える。

（処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機の技術的基準）

第6条 規則第7条第1項に規定する処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機の技術的基準は、同項に規定する公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとする。

（処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により受けることを希望する旨を届け出る方法）

第7条 規則第8条第2号に規定する電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨は、規則第4条第2項に規定する方法によって公安委員会等に届け出るものとする。

別表第1及び別表第2を削る。

（附 則）

この規程は、令和7年12月15日から施行する。